

令和6(2024)年度みよし市不妊治療費助成のご案内

対象者

- ・夫婦の一方又は双方がみよし市に住民票がある人
- ・医療機関で不妊治療が必要と認められた人
- ・助成に係る夫婦が、医療保険各法による被保険者、組合員、または被扶養者
- ・法律上の婚姻をしている（同一世帯で事実上の婚姻関係がある）人
- ・女性の治療開始年齢は43歳未満（生殖補助医療のみ）

助成の対象となる治療

- ① 一般不妊治療：産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科または皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で受ける不妊検査・一般不妊治療（タイミング法、排卵誘発、ホルモン療法等）及び人工授精等
- ② 生殖補助医療：厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関で受ける保険診療の体外受精・顕微授精・男性不妊の手術・胚移植等、並びにそれと併せて行う先進医療

先進医療

厚生労働省が先進医療として告示している先進医療は以下のとおりです。

- | | |
|---|-------------------------------|
| (1) 子宮内膜刺激術（SEET 法） | (2) タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 |
| (3) 子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ） | (4) ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICS） |
| (5) 子宮内膜受容能検査（ERA・ERPeak） | (6) 子宮内細菌叢検査（EMMA・ALICE） |
| (7) 強拡大顕微鏡による形態学的精子選択術（IMSI） | (8) 二段階胚移植術 |
| (9) 子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査） | (10) タクロリムス投与療法 |
| (11) 膜構造を用いた生理学的精子選択術（マイクロ流体技術を用いた精子選別） | |
| (12) 着床前胚異数性検査（PGT-A） | |

※最新の先進医療一覧、先進医療を実施している医療機関については厚生労働省ホームページをご確認ください。

助成対象期間

一般不妊治療（保険診療分）	令和6(2024)年3月から令和7(2025)年2月までの診療
一般不妊治療（保険外診療分）、 生殖補助医療（保険診療分）及び先進医療	令和6(2024)年4月から令和7(2025)年2月までの診療

助成金額

一般不妊治療		生殖補助医療	
保険診療	保険外診療	保険診療	先進医療（保険外）
自己負担額の $\frac{1}{2}$	自己負担額の $\frac{7}{10}$	自己負担額の $\frac{1}{2}$	自己負担額の $\frac{7}{10}$
上限10万円		上限20万円	

※文書料、差額ベッド代、食費等は除き、高額療養費制度や、付加給付金制度により助成された金額を控除した額です。

申請期限：令和7(2025)年8月29日（金）まで

※ 期限を過ぎてしまうと、申請できませんので、ご注意ください。

※ 医療機関で記載いただく証明書（様式第3号）に、日にちを要する場合がありますので、医療機関にお問い合わせの上、お早めにこども相談課にお越しください。

～保険診療の場合～

【限度額適用認定証について】

限度額適用認定証を提示していただくと、医療機関での負担が外来・入院ともに限度額までとなります。限度額認定証を提示せずに医療費を支払うと、後日、高額療養費の申請をご加入の保険組合等へ申請いただいた後、申請した高額療養費の支給決定通知書の提出が必要となります。通常、診療月から4ヶ月程度かかりますので、不妊治療費助成金の支払いも遅れることになります。限度額適用認定証については、治療前に、加入している保険組合等へお問い合わせください。

<高額療養費制度の利用申請についてのお願い>

不妊治療費助成額は、高額療養費、付加給付金等で返還された金額を除いた自己負担額となります。対象者の方は、必ず「高額療養費制度」の利用申請を行ってください。申請方法は、加入している保険組合等にご確認ください。

※高額療養費とは、医療機関や薬局で支払う医療費が1ヶ月で上限を超えた場合、その超えた額が保険組合等から支給されるものです。上限額は年齢や所得に応じて定められています。

※付加給付金とは、保険組合等において独自に決められた限度額を超過した費用が支給される制度です。高額療養費制度に上乗せして付加給付されるものです。

申請方法

電話連絡後、こども相談課（みよし市役所2階）にお越しください。

※書類については、こども相談課での配布又は市のホームページからのダウンロードをご利用ください。

《申請に必要な書類等》

- ・ みよし市不妊治療費助成事業申請書兼請求書（様式第1号）
 - ・ みよし市不妊治療費助成事業に関する同意書兼申告書（様式第2号）
 - ・ みよし市不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第3号）
 - ・ 夫及び妻の健康保険証情報がわかるもの（健康保険証のコピー可、マイナポータルの提示可）
 - ・ 通帳等の振込先のわかるもの（口座名義人は申請者と同一であること）
- （・必要に応じて、領収書（原本）やマイナポータルの明細等の提示を求めることがあります。）

※該当の方は次の書類も必要です。

- ・ 限度額適用認定証の区分のわかるもの（限度額認定証のコピー可、マイナポータルの提示可）
- ・ 高額療養費の還付金額を確認できるもの（写し）
- ・ 付加給付金等の助成金額を確認できるもの（写し）
- ・ 夫婦が同一世帯でない場合…戸籍謄本、配偶者の住民票が市外にある場合はその住民票
- ・ 事実婚状態にある男女…事実婚関係に関する申立書（様式第4号）及びそれぞれの戸籍謄本または独身証明書



申請書類を審査した上で、書類を受理した日から約1～2か月の間に振込先へお支払いいたします。審査後、医療機関等やご加入の保険組合等への確認事項が発生した場合は、確認後書類の受理となります。その場合、支払いまで数か月かかる場合がありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】 みよし市こども相談課（市役所2階）
電 話 0561-76-5310